

利用者の費用負担

サービスの利用には、原則として1割の自己負担がかかります。(費用額の9割を市が負担します) また、施設利用時の食費・光熱水費が実費負担となります。

障害福祉サービス

サービス種類		サービス単価	自己負担額
居宅介護	身体介護	30分未満	2,779円
		1時間未満	4,381円
	家事援助	30分未満	1,144円
		1時間未満	2,136円
短期入所	障害支援区分1・2	5,428円	542円

※サービス単価は、基本報酬のみで算定しています。別途、単位の加算制度があり、事業所によってサービス単価が異なりますので、くわしくは各事業所にお問い合わせください。

地域生活支援サービス

サービス種類	利用時間		個別支援型		グループ支援型	備考
			身体介護を伴う	身体介護を伴わない	職員1対利用者2(身体介護を伴う場合)	
			サービス単価	サービス単価	サービス単価	
移動支援	30分未満		2,779円	1,144円	2,081円	時間外加算あり
	30分以上1時間未満		4,381円	2,136円	3,291円	
	1時間以上1時間30分未満		6,365円	2,986円	4,774円	
	1時間30分以上2時間未満		7,259円	3,738円	5,450円	
日中一時支援(通常利用)	4時間未満		3,652円			食事加算、入浴加算、送迎加算あり
	4時間以上		7,305円			
日中一時支援(延長利用)	障がい者	2時間未満	30分につき200円			
		2時間以上	30分につき800円			
	障がい児	3時間未満	30分につき200円			
		3時間以上	30分につき800円			
日中一時支援(実習利用)	4時間未満		2,500円			
	4時間以上		5,000円			
障害者デイサービス	4時間未満		障害支援区分3・4の場合		3,652円	
	4時間以上		障害支援区分3・4の場合		7,305円	
訪問入浴サービス	全身入浴		14,440円			事業所の実施体制により変動あり
	清拭又は部分浴		10,110円			

障害児通所支援サービス

サービス種類	施設規模	サービス単価	自己負担額
児童発達支援 (医療型以外)	定員が10人以下	9,646円	964円
	定員が20人以下	6,681円	668円
	定員が21人以上	5,297円	529円
放課後等 デイサービス (医療型以外)	定員が10人以下	6,583円	658円
	定員が20人以下	4,381円	438円
	定員が21人以上	3,291円	329円

※サービス単価は、「医療型以外」の基本報酬のみで算定しており、医療型サービスの場合は、サービス単価が異なります。また、別途、単位の加算制度があり、事業所によってサービス単価が異なりますので、くわしくは各事業所にお問い合わせください。

※休業日利用の場合、料金の割増があります

(4) 自己負担限度額

世帯の所得に応じて、自己負担の月額上限額が設けられています。

世帯区分	負担上限月額
生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯	自己負担なし
市町村民税所得割額が16万円未満世帯の方 (障がい児の場合28万円未満)	9,300円 (4,600円)
上記以外の市町村民税課税世帯の方	37,200円

○児童発達支援等の無償化

3歳から5歳までの児童を対象に、障害児支援サービスの利用者負担が無償化されます。対象となる期間は、「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

【無償化の対象となるサービス】

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援
- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設